

原議保存期間	1年(令和8年3月31日まで)
有効期間	二種(令和7年4月15日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙交企発第1号、丙交指発第2号
丙規発第1号、丙運発第1号
令和7年1月22日
警察庁交通局長

令和7年春の全国交通安全運動の実施について(通達)

昨年の交通事故死者数は2,663人(前年比-15人)で、前年と比較して減少したが、我が国では、欧米諸国と比較して、交通事故死者数に占める歩行中死者の割合が高いほか、飲酒運転による交通事故や次代を担うこどもの命が奪われる悲惨な交通事故が依然として発生するなど、今なお交通事故の惨禍にさらされる国民は後を絶たない状況である。

このような情勢の中、別添「令和7年春の全国交通安全運動推進要綱」(令和7年1月17日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)により、本年4月6日(日)から同月15日(火)までの10日間、見出しの運動が実施されることとなった。

各位にあっては、下記により本運動が真に効果の上がるものとなるよう、地域の実情に応じた取組を推進されたい。

記

1 交通安全運動推進の基本的な考え方

(1) 重点に指向した施策の推進

歩行者や自転車等利用者には交通ルールの正しい理解と遵守、運転者には歩行者等優先意識を徹底させるとともに、他者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の励行を促すなど、本運動の重点に指向した施策を推進すること。また、施策の推進に当たっては、SNS等の各種媒体を積極的に活用するとともに、増加する訪日外国人に対する交通安全啓発等の時代に即した効果的な取組を推進すること。

(2) 地域住民が主体となる交通安全活動の推進

自治体等の関係機関・団体や民間企業による、主体的な活動の促進を支援するとともに、これら職員が他の模範となる運転を実践する取組を促進するなど、職域等における交通安全運動の活性化を図ること。地域住民一人一人が交通安全を自らの問題と捉えて積極的に各種活動や取組に参加する環境を醸成するとともに、交通ボランティアのみならず、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図ること。

(3) 警察の総合力の発揮

管内における交通事故等の詳細な状況分析に基づいて、各部門が緊密に連携を図り、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

2 重点的推進事項

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

ア 幼児・児童（小学生。以下同じ。）に対しては、新入学児童等を中心に、シミュレーター等の各種教育機材を活用するなど、心身の発達に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

イ 横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反による歩行中死者が多い実態を踏まえ、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うことといった基本的な交通ルールの遵守や歩きスマホの危険性についての指導啓発を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた交通行動を促す交通安全教育を推進すること。

ウ 保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法を始めとする自らの安全を守るための交通行動を繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。

エ 地域における歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通園・通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化すること。

オ 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、歩車分離式信号、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

カ 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置を促進するとともに、その効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。

キ 道路管理者、地域住民等と連携しながら、こどもを始めとする歩行者の通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。

ク 普通自転車専用通行帯の整備や「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制の必要に応じた解除を行うことなどにより、全ての交通主体の安全な通行の確保に努めること。

(2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

ア 運転者に対しては、歩行者等優先意識を徹底させるため、横断歩道等に歩行者等がいなかったり明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導すること。

- イ 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。
- ウ 自動車運転中の携帯電話使用等、「ながら運転」の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発を推進するとともに、交通事故実態の分析に基づき、効果的な交通指導取締りを推進すること。
- エ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の取組を一層推進するとともに、関係機関・団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶に資する取組を強化すること。また、飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けたより効果的な取締りを推進すること。
- オ 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性等についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る違反に対する交通指導取締りを強化すること。
- カ 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、履行の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務が課せられていることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。
- キ 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を高齢運転者自らが理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。また、高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。加えて、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。
- ク 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を緩みがないようしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することの重要性やプロテクターの着用効果についての広報啓発を推進するとともに、交通事故実態を踏まえた中高年層やフードデリバリー事業者等に対する交通安全教育を推進すること。
- ケ ペダル付き電動バイクは道路交通法上の一般原動機付自転車又は自動車に区分され、原動機を用いず、ペダル等のみを用いて走行させている場合も運転免許を要することについて、販売事業者への働き掛けを行うなどして周知を図るとともに、これらの違反者に対しては、積極的な取締りを推進すること。

コ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用や幼児へのチャイルドシート of 適切な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用を促す広報啓発を推進すること。また、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ア 全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されていることから、頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を促進すること。

イ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発を推進すること。

ウ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、自転車関係事業者・団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

エ 自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図るため、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。

オ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和6年11月1日に施行され、自転車運転中のながらスマホに対する罰則が強化されるとともに、自転車の酒気帯び運転等に対する罰則が創設されたことから、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用した効果的な情報発信や、関係機関・団体等と連携した広報啓発を推進すること。

カ 自転車利用者による交通違反については、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう、実効性のある指導警告を行うとともに、信号無視や指定場所一時不停止等の交通事故の原因となる違反行為や悪質・危険性が高い違反行為に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講ずること。

キ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を実施するよう働き掛けること。また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け促進等の諸対策を推進すること。

ク 特定小型原動機付自転車に係る交通ルール等の周知並びに遵守を図るため、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用した効果的な情報発信や、関係機関・団体等

と連携した交通ルール等の広報啓発を推進すること。

ケ 特定小型原動機付自転車の運転者には、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されていることから、頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、運転者の乗車用ヘルメット着用を促進すること。

コ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置いた取締りを強化するとともに、その交通実態を分析し、通勤時間帯における市街地での取締り、夜間における繁華街での検問等、交通事故抑止に資する取締りを推進すること。

サ 特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者及び販売事業者の実態把握を行い、利用者等に対する交通安全教育、ヘルメットの着用促進その他の交通安全対策の充実に向けた指導を実施すること。

3 留意事項

(1) 受傷事故防止等

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、自ら交通ルールの遵守を徹底するとともに、模範的な運転マナーや自転車等乗車時の乗車用ヘルメット着用を実践すること。

令和7年春の全国交通安全運動推進要綱

令和7年1月17日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年4月10日（木）

第3 主催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，独立行政法人自動車技術総合機構，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，（一財）全日本交通安全協会，（公財）日本道路交通情報センター，（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会，（一社）日本二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟，（公社）日本バス協会，（公社）全日本トラック協会，（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

- 1 全国重点
 - (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
 - (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
 - (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

【趣旨】全国重点を3点とする趣旨は、以下のとおりである。

- (1) 次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは

重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童（小学生。以下同じ。）の死者・重傷者では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。加えて、歩行中の児童の死者・重傷者は登下校中が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路において子どもが危険にさらされている状況にある。また、子どもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断等の法令違反が認められる。このため、子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、正しい横断を実践するよう促していくことが必要である。

- (2) 横断歩道横断中の死亡事故では、自動車等側の多くが第1当事者であり、横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、近年、携帯電話等を使用しながら自動車を走行させる「ながら運転」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあるほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれ低下する傾向にある。このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識を徹底するとともに、ながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していくことが必要である。

なお、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有者人口当たりでみると、75歳未満の運転者と比較して多く発生しており、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

- (3) 全事故に占める自転車に関係する事故の割合は増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死傷者数は10歳以上25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車乗用中の死者の半数以上は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車乗用中の死者の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、自転車運転中のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設され、令和6年11月1日から施行されている。また、特定小型原動機付自転車に関しては、16歳未満の運転禁止や車道通行の原則など、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用と交通ルールの遵守の徹底を促していくことが必要である。

2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
 - (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保
 - ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
 - エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
 - (2) 歩行者の正しい横断方法の実践
 - ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
 - イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
 - エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
 - オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
 - (1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
 - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
 - (2) ながら運転の根絶

- ア 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
 - イ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- (3) 飲酒運転の根絶
- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (4) 妨害運転等の防止対策
- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (5) 高齢運転者の交通事故防止対策
- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
 - ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進
- (6) 二輪車運転者に対する広報啓発
- ア 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
 - ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進
- (7) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以

- 上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保
- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (2) 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知
- ア 車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，夜間の無灯火走行，飲酒運転，二人乗り，傘差し等の片手運転，イヤホン等を使用した運転，並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により，令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止，酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ア シェアリング事業者，販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- イ シェアリング事業者，販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては，交通事故により，いまだ多くの人々が犠牲になり，あるいは心身に被害を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され，第

5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する訪日外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実
- イ 幼稚園，保育所，認定こども園，小学校等における活動
 - (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
 - (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検，ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消
 - (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ウ 中学校，高等学校，大学等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
 - (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進
- エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
 - (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検，ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとつての危険箇所の把握と解消
- オ 職域における活動
 - (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
 - (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
 - (エ) 交通法令を遵守し，体調面も考慮した安全運転の励行
 - (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (カ) 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用の促進，ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールの周知
 - (キ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - (ク) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
 - (ケ) 安全運転管理者，運行管理者等による交通安全指導の徹底

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は，主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして，地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ，組織の特性に応じた取組を

推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

別紙

協 賛 団 体

(順不同)

(一社) 日本民営鉄道協会	中央労働災害防止協会
(一社) 全国自家用自動車協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(公社) 全国通運連盟	建設業労働災害防止協会
(一社) 日本陸送協会	(一社) 日本交通科学学会
全国農業協同組合連合会	独立行政法人日本スポーツ振興センター
日本貨物運送協同組合連合会	全国都道府県教育長協議会
(一社) 全国個人タクシー協会	(公社) 日本PTA全国協議会
(一社) 日本自動車工業会	(一社) 全国高等学校PTA連合会
(一社) 全国軽自動車協会連合会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本自動車整備振興会連合会	全国連合小学校長会
(一社) 日本自動車販売協会連合会	全日本中学校長会
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	全国高等学校長協会
(一社) 日本自動車タイヤ協会	全日本私立幼稚園連合会
(一財) 自転車産業振興協会	日本私立中学高等学校連合会
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(公社) 全国子ども会連合会
(一社) 全国建設業協会	(一財) 日本交通安全教育普及協会
(一社) 日本道路建設業協会	(公社) 全国公民館連合会
(公社) 日本道路協会	(公財) あしたの日本を創る協会
全国道路利用者会議	(公社) 日本青年会議所
(一社) 全日本駐車協会	日本青年団協議会
全日本交通運輸産業労働組合協議会	(公財) ボーイスカウト日本連盟
全国交通運輸労働組合総連合	(公社) ガールスカウト日本連盟
全日本運輸産業労働組合連合会	全国女性団体連絡協議会
全日本自動車産業労働組合総連合会	主婦連合会

(公財)全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福)日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福)日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財)全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福)全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社)全国銀行協会	TBSラジオ
(一社)生命保険協会	(株)日経ラジオ社
(一社)日本損害保険協会	(一社)公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社)全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社)日本自動車会議所
(公財)日本消防協会	石油連盟
NHK	全国石油商業組合連合会
(一社)日本新聞協会	(公財)国際交通安全学会
(一社)日本雑誌協会	(公財)日本交通管理技術協会
(公社)日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財)児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社)全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福)日本保育協会
産業経済新聞社	(公社)全国私立保育連盟
北海道新聞社	(一社)自転車協会
中日新聞社	(一社)全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントイズ社	全国特別支援学校長会
(一社)共同通信社	(一社)日本音楽事業者協会

(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 交通安全振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS協会	特定非営利活動法人全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
(公財) 三井住友海上福祉財団	(一社) 交通事故医療情報協会
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	(一社) 日本フードデリバリーサービス協会
(一社) 公立大学協会	(一社) 日本電動モビリティ推進協会
全国公立短期大学協会	マイクロモビリティ推進協議会
独立行政法人国立高等専門学校機構	以上156団体
日本私立高等専門学校協会	
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	